

調査研究実施報告書

会派名 自民の風・誠真会
代表者名 別府 直



1. 調査年月日

平成26年10月29日（水）～30日（木） 2日間

2. 調査先

福島県磐梯町 29日（水） 14：00～15：40
福島県会津若松市 30日（木） 10：00～11：55

3. 出席者氏名

加西市議会議員（5名） 別府直・松尾幸宏・黒田秀一・高橋佐代子・植田通孝

磐梯町 町長 五十嵐 源市
教育委員会 教育長 斎藤 就治
町議会議長 穴澤 保
教育課 佐原課長
教育委員会 栗村 学校教育アドバイザー
議会事務局 穴澤 局長

会津若松市

市議会議員（議会制度検討委員長） 土屋 隆
市議会議員（議会制度検討委員） 木村 政司
議会事務局 羽田 事務局長

4. 研究目的及び内容

- ・磐梯町 「幼・小・中一貫教育について」
- ・会津若松市 「議会活動・議員活動と議員報酬・議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」

上記のとおり報告します。

平成26年11月27日

加西市議会議長 様

※ 1 添付書類

- ① 観察行程表
- ② 研修資料
- ③ 写真、

磐梯町視察報告（平成26年10月29日）

「幼・小・中一貫教育について」

1. 町の概要

磐梯町は福島県の会津地方に位置する人口4000人弱の小さな町である。民謡で有名な「会津磐梯山」の麓に位置しており、近隣には、会津若松市や野口英世生誕の猪苗代町がある。

会津地方について言えば、少子高齢化が急激に進んでいる地域であり、平成の大合併の中で合併するかしないか大きく揺れ動いた地域でもある。磐梯町も例に漏れず会津若松市、猪苗代町との合併に揺れ動いた町であるが、平成16年3月に「小さくともきらりと光る町づくり」を目指して「自立の町づくり」を宣言し、現在に至っている。このことは、学校教育の在り方にも大きく影響することとなり、「町づくりの基本は人づくり」の理念のもとに、現在の学校教育の分野としては「幼・小・中一環教育」が平成17年度より「町づくり重点プロジェクト」として位置付けられた。

2. 「幼・小・中一環教育」の現状

(1) 連携型の一貫教育

幼稚園、小学校、中学校の連携や一貫教育には大きく分けて「併設型」「連携型」に分類されている。町教育委員会が担当する教育施設は、幼稚園1、小学校2、中学校1と小規模であり、今までの園・各学校の歴史性や地域保護者の願いから学校統合はせず連携による「一環教育」を目指すこととしていた。イメージとしては「11年間の義務教育」「町の教育施設全体が一つの学園」であり、その中の幼稚部、小学部、中学部と考え、町が責任を持って11年間の教育を行う考えを基本に、平成16年度に4年間の第Ⅰ期計画を策定し、今年度は、第Ⅱ期計画の3年目であった。

(2) 町の「幼・小・中一環教育」の主な内容

- ① 基礎学力向上を願って、国語、算数・数学、英語を中心軸に据え、更に、心の教育、体力の向上、IT教育について幼稚園から中学校までの一貫性を考え教育が行われていた。
- ② 特に、長年オリバー市（カナダ：BC州）と交流を進めておりその経緯から、英語教育については平成16年度からALT二人体制としALTのための住宅2棟も建設されていた。それらを踏まえ幼稚園・小学校では全学年英語活動を実施し、中学校の英語教育に繋げている。幼稚園・小学校においては、週2回ALTを中心と

して日本語を全く使用しないで活動を行っており、中学校には、ALTを常駐させている。また、中学校3年生には英語検定を希望する生徒には、1回に限り検定料全額を町で補助。現在のところ全員が英語検定受験を希望している。

(3) 「幼・小・中一環教育」が機能している理由

- ① 町には、教育委員会以外の管轄である保育所があるが、町の原則として3歳までは保育所で、4・5歳児は幼稚園で学ぶと言う歴史があり、平成17年度からは、当時月額4,500円であった幼稚園保育料を義務教育と同じとの考え方から無料としていた。平成16年度に1年をかけて町議会で議論の結果である。当時、幼稚園保育料無料化は珍しく、全国の市町村から大きな反響があったとのこと。幼稚園保育料無料化により、4・5歳児の全員が幼稚園で学ぶことが定着していた。
- ② 町には従来、幼稚園、小・中学校の教職員が年に1・2回研修する「町教育研究会」があった。しかし、その機能が十分果たされているとは言えず、この「町教育研究会」を「幼・小・中一貫教育」のシンクタンク的組織と実践のための組織と実践のための組織として教職員の理解を得て、組織を見直した。町は小さな町であり、常勤の指導主事や管理主事を置くことができない状況にあり、これを逆手にとって、教職員自身が、「幼・小・中連絡協議会」や「強化部会」「心の教育」「体力向上」「IT教育」の委員会にそれぞれ所属し、町や町教育委員会の方向性のもとに、町の学校教育を考え実践する組織とし、更に、小さな町であり集まりやすい環境のもとで、実践した部会等での成果や課題を幼稚園、小・中学校毎の「特色ある学校教育の推進」に確実に繋げていた。
- ③ 学校教育に必要な予算も重要なポイントとなっていた。どこの市町村でもある経常経費以外に、学校教育が学校の教職員にとって創意工夫ができ、遺い勝手の予算が必要である。平成17年度より経常経費以外に「幼・小・中一貫教育予算(英語が重点)」と「特色ある学校教育予算」を編成していた。この二つの予算は経常経費と異なり、町長と学校長及び責任者との委託契約の形をとり、教育現場の裁量が最大限に生きるように配慮していた。この結果、現場の意欲・活力が大いに高まっているように思えた。

3. 「幼・小・中一貫教育」の成果と課題

(1) 成 果

- ① 幼稚園から中学校まで、教職員全員が中学校卒業時の成長した生徒の姿を思い描き、同一の方向性を共有するとともに互いに連携を深め、それぞれの園・学校的教育に当たるようになってきている。
- ② 幼児、児童・生徒については、不登校の発生が一件もなく、学力的にも、全国・県のレベルを上回っている。また、スポーツの面でも、小規模ながら、児童・生

徒の活躍が目立っている。

- ③ 幼稚園からの英語活動が中学校に結びつき、中学校3年時においては、毎年英検3級以上（準2級を含む）に50～70%合格しており、高校への進学についても望ましい結果が出ている。また、2年に一度全額町負担でカナダとの教育交流をホームステイ中心に実施し、国際感覚に満ちた生徒の育成が図られている。

(2) 「幼・小・中一貫教育」の波及効果

- ① 町は、前述のとおり会津若松市や猪苗代町の隣に位置する。町の「幼・小・中一貫教育」が会津地方で知られるようになると、意欲的な教職員の当町に対する勤務希望が多くなり、意欲的な教職員を迎える機会が多くなっている。
- ② 「医療と教育」が良好な状況にある地域には、若者が集まることはよく言われているが、当町でも町が政策的に若者向け住宅を数年に渡って継続的に建設し、教育の充実（特に英語教育）を切り口に募集したところ、近隣の市町村より29世帯、親と子供合わせて約100人の人口増加が見られた。建設に要した予算は多額であったが、少子高齢化が進む中で町民にとって明るい話題となった。
- ③ 小規模な町内の一つの学校においては、現在2学級は複式学級であるが、若者向け住宅入居者の効果により、数年後複式学級が解消される見通しとなり、より充実した教育が展開できる条件となってきている。

(3) 課題

- ① 町の「幼・小・中一貫教育」がスタートして、今年で7年目を迎える。この間、幼稚園の教員は町職員であるが、小・中学校の教職員は県費負担教職員であり異動がある。小さな町なので町内異動は皆無である。福島県の場合、6年を経過すると異動の対象になり他の市町村に異動する。この7年間に「幼・小・中一貫教育」を実施当初から経験しているのは、教育長と幼稚園副園長の2名だけである。教職員や町職員の異動がある中で、どのようにして毎年の成果と課題を継承していくのかが、大きな課題でとなっている。
- ② 組織も確立し、実践のスタイルも出来上がった反面、マンネリに陥る傾向も見られている。鋭い時代認識や町の現状、これからの方針など常に緊張感を保持しながらマンネリに陥らないようにすることが二つ目の課題であった。

4 終わりに

小さな町でありながら、「小さくともきらりと光る町づくり」を目指し、教育を基盤の一つとして位置付けた。教育を町づくりの基盤に位置付けることは、多くの市町村を見ても、そんなに珍しいことではない。しかし、多くの住民に教育行政や学校教育が、好感や期待や誇りを持って迎えられているかと言われば、自信を持つ「はい」と言えるところは、そんなに多くはないと考えている。町は、町民が教

育に対し誇りを持っていただけるように、また、教育に携わるものが自信を持って「はい」と言えるように、頑張りたいと思っていた。結局のところ、教育に携わるもののが創意工夫が活かされた良い教育活動が展開されれば、教育に携わるもののがグレードの向上も期待できる。

このことが教職員一人一人に感じられれば、活力があり魅力的な教育活動が展開でき、児童・生徒は勿論のこと、地域や保護者にも満足感を持っていただけている。町や教育委員会の方向性は当然のこととしても、創意工夫が生きた具体的な実践は、「やらされているのではない。自分たちが企画し、やっているのです。」そう考え、町の「幼・小・中一貫教育」に熱心に取り組んでくれている教職員に心から感謝しているとのこと。小さい町だから纏まりもある取り組みではあった。また、この取り組みが、人口増に繋がったことはすばらしい。

会津若松市視察報告（平成26年10月30日）

『議会活動・議員活動と議員報酬・議員定数等との関連性及びそれらのあり方について』

● 1. 議員報酬について

◇結論 750万円

議員報酬月額 = 市長給料月額 × 議員活動日数 ÷ 市長職務遂行日数
(494,000円) = (1,008,000円) × (169日) ÷ (345日)

期末手当 = 1,778,400円

年額 = 7,706,400円

【議員報酬モデル】: 770万円（上限）

※なお、市の現在の行財政事情を考慮し、『750万円』とする。

◇検討経緯について

（1）市民の意見（H20年8月）が源泉

（2）H20年10月政策討論会全大会で「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」として課題設定し、議会制度検討委員会において検討

（3）検討時の基本的スタンス

「議会改革の論理は地域民主主義の充実・実現」

（4）検討手順

・ H19・20年度の議会活動と議員活動の把握、専門的知見確認

・ 個々の議員活動換算日数モデル（平均日数）を算出 = 169日

本会議・常任委員会・委員会視察 = 72.5日

議案調査・情報収集・調査研究・一般質問作成等 = 57.5日

議員全員協議会・広報広聴委員会等 = 12日

市民相談・要望聴取等（個別） = 22.5日

市主催行事出席 = 4.5日

※中間報告で185日を報告したが、H21年11月の市民との意見交換会で疑義が示され、精査後「169日」に修正。

・全国町村議長会検討案方式を採用し、補助職の部課長の給与を参考にする

のはおかしい。

公選職の市長の報酬を基に導き出すのが妥当とした。

- ・市長給与月額=1,008,000円
- ・市長職務遂行日数=345日
- ・期末手当も加算する

● 2. 議員定数について

◇結論 30人

◇最終報告

委員会中心主義を探る市議会において、議会の生命線は議員間討議の適切な発揮である点を踏まえて検討。その結果、一委員会7~8人とし、そこに議長を加えた29人~33人が議員定数としての考え方となり、政策討論会全大会で協議した結果、現行定数(30人)の結論となった。

◇検討経緯について

- ・基本的な検討フレーム

議会機能：(民意吸収機能+監視機能+政策立案機能)=議員定数+市民参加機能+議員・議会補佐機能

であることを念頭に置き検討にはいる。

・「10人の少数議会」と「60人のマンモス議会」を限界事例としてのモデルとして設定。

(1) 「10人の少数議会」の場合

- ・民意吸収機能の低下と政策形成サイクル機能の低下が懸念される
- ・監視機能が低下する。議員個々人の能力アップや総合的視点のアップなどが期待できるが、議員間討議が機能しなくなる。
- ・政策立案機能が低下する。討議のまとまりや深まりを通じて立案機能はアップすると想定されるが、多様な民意の反映という点で機能が低下し、政策が偏ったものになる可能性が高い。
- ・本市議会では、デメリットの面が強く現実的な実現可能性も低い。

(2) 「60人のマンモス議会」の場合

- ・民意吸収機能は高まり、様々な視点で監視したり、多様な視点で政策立案が

可能となるメリットはあるものの、合意形成が困難となり監視機能や政策立案機能がデメリットに転じる可能性がある。

- ・会派間の壁が高くなり、少数意見の尊重が軽んじられる。又、数の論理がまかり通り議員間討議が機能しなくなり、議会機能が低下する。
- ・本市議会では、デメリットの面が強く現実的な実現可能性も低い。

(3) 「山梨学院大学 江藤俊昭教授のアドバイス (H22年9月)」

- ・議員定数だけ議論しないで、議会機能=議員定数+市民参加+議員議会補佐機能の全体で議論することが必要。人口規模で議員数を求めるることはすでに破綻。議会の生命線は議員間討議が出来ることであり、その機能を適切に發揮させることが重要である。

そのため、議員間討議が出来る議員数が議員定数の重要な基準となる。

- ・議員間討議が有効にできる人数=7人~8人
議会の委員会は、専門化されており1回限りのワークショップでは5人~6人でもいいが、恒常的、専門的にやっていくには7人~8人がいい。それに常任委員会数4を掛けることで定数(28人~32人)になる。そこに市民参加と議員補佐機能を連動させることで、議会力はアップする。

(4) 現行30人の精査

- ・「定数30人ありきではなく、そこには幅があるのではないか」との新たな問題提起。
- ・24人、28人、29人、30人、33人のモデルを想定し検討
- ・24人の場合：1常任委員会6人のモデル。委員の欠席を想定すると、討議機能は麻痺し議会機能の低下が懸念。
- ・28人の場合：定数24人に比べ議員間討議が有効に機能し、議会機能の維持・向上が図られる。
- ・29人の場合：30人と比べ、議員という人的資源と同時に財資源を失うこととなり議会機能の向上に結び付かない。
- ・33人の場合：議員間討議が有効に機能する。30人と比べ議会全体機能はアップするが、政務調査費、議員報酬が減額となり、議員に対する負担のみが増大する。
- ・30人の場合：議員間討議が有効に機能する。議会機能も確保される。29人、33人と比較するとメリット・デメリットそれぞれあるが、その中庸を取った形である。
- ・委員会として1案に絞ることはせず、29人、30人、33人の場合の3案を政策討論会全体会議に提示した。